

学校の教育活動の再開に係る Q&A（府立学校向け／抜粋）

※今般、府教育庁から府立学校向けにお示したQ & Aから、以下について抜粋しました。
私立学校においては、各学校の実情に合わせて設置者でご判断いただくこととなりますが、ご判断にあたっての参考としてご活用ください。
なお、Q & A中に「担当課・担当グループ・内線番号」の記載がありますが、お問い合わせについては、私学課の各グループあてにお願いします。

【全般的な事項】

Q 1 分散登校期間は授業日数に含めるのか。

A： 指導要録上の「授業日数（支援学校の幼稚部は「教育日数）」に含め、「出席しなければならぬ日数」として扱ってください。

担当：高等学校課 学事グループ（内線 3420）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q 5 新型コロナウイルス感染への不安から出席しなかった児童生徒等は、どのように取り扱えばよいか。

A： 新型コロナウイルス感染への不安から欠席したいとの申し出があった場合、まずは、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努めてください。

そのうえで、合理的な理由があると校長が判断した場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取り扱いも可能です。また、欠席、出席停止・忌引等の判断をすぐに伝えず、保護者と十分に相談し、後日合理的な理由があるかどうかにより、校長が欠席か出席停止・忌引等かを総合的に判断することもありうるかと考えます。判断に迷う場合は個別にご相談ください。

支援学校幼稚部についても同様の扱いとなります。幼稚部幼児指導要録には「出席停止・忌引等の日数」の記載欄がないため、備考欄に「保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」である旨を記載してください。

担当：高等学校課 学事グループ（内線 3420）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q6 入学式を行う際の留意点は何か。

A： 6月 15 日以降は入学式を行うことができますが、令和2年3月 16 日付け教高第 3713-2 号「令和2年度入学式の実施について（通知）」に基づき、実施してください。

なお、実施にあたり、国歌については斉唱するものとし、換気の徹底及び内容の精選等を行うとともに、児童生徒等間のスペースを 1 m 程度確保してください。

出席者数、会場の広さは各校で異なるため、出席者を限定すること等の工夫により出席者間に 1 m 程度のスペースを確保できる場合、保護者や来賓が出席することは可能です。

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q7 分散登校期間中に体育館で始業式や学年集会等を実施してもよいか。

A： 分散登校の趣旨を踏まえ、一学年全体を体育館に集める形での始業式や学年集会は実施しないでください。また、複数のクラスを体育館に集合させて進路 HR 等を実施する場合については、できるだけ 2 m 程度の身体的スペースを確保し、100 名以下でかつ収容人数の半分以下としてください。

6月 15 日以降は始業式や学年集会を実施することができますが、参加者に 1 m 程度のスペースの確保してください。加えて、換気の徹底や内容の精選等による時間短縮といった感染予防の対策を十分に行ってください。（→支援学校については、【府立支援学校にかかる QA】の Q4 参照）

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）

Q8 体育祭や文化祭などの学校行事を行う際の留意点は何か。

A： 体育祭や文化祭については、「密集」する等の感染リスクの高い内容を避ける、内容の精選等による時間短縮を行う、来場者にはマスクを付けさせる（競技中は除く）など、感染防止のための工夫を行ってください。また、十分な準備期間を取った上で、準備期間中から、「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」等を可能な限り避けるよう指導してください。さらに、道具の共用を可能な限り避け、やむを

得ず共用する場合は、使用前後の手洗いを徹底するよう指導してください。

特に、体育祭の実施については、熱中症が6月～9月の日差しが強く、気温や湿度が高い時期に多く発生していることに加え、この間の休業期間により生徒が暑さに順応していないと考えられることから、6月～9月はできるだけ控えていただきたいと考えます。やむを得ず実施する場合は、「熱中症予防のための運動指針」に基づいて、安全対策に万全を期したうえで実施してください。

また、文化祭については、催し物の会場内での身体的距離を1メートル程度確保できることなどを目安として会場内座席の配置や入場人数を制限する、ドアノブやスイッチなど多くの生徒等が触れる場所について、定期的に消毒するなど、感染防止のための配慮を行ってください。

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）

保健体育課 競技スポーツグループ（内線 3474）

Q9 高等学校における校外実習などの校外での教育活動の実施は可能か。

A： 6月15日以降は可能な限り感染症対策を行った上で、実施してください。教材教具等を共用する場合は、使用前後で手洗いをするよう指導してください。

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）

Q10 教科に係る実習、部活動の合宿、修学旅行など、宿泊を伴う教育活動を計画する際の留意点は何か。

A： 生徒の体調面や体力面などを考慮し、実施時期について慎重に判断することが必要です。

併せて、新型コロナウイルス感染症について現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性も鑑み、6月15日以降、1か月程度は計画を控えることが望ましいと考えます。

特に運動部活動合宿については、日々の練習を重ね、安全に活動できる状態になってから計画ください。

個別の事情がある場合はご相談ください。

なお、計画にあたっては、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、感染防止に向けての配慮やキャンセル料等の発生するケース等について保護者に丁寧な説明が必要です。

今後、業者と契約する場合は、やむを得ない事情における延期または中止のキャン

セル料の取扱いについては、基準を明確にしておくことなどが必要です。

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q11 修学旅行を計画する際の留意点は何か。

A：【宿泊先について】

「3つの密（密閉・密集・密接）」を避けるよう、できるだけ一部屋あたりの人数を少なくするなど工夫をしてください。また、体調不良者のための部屋を確保してください。

【食事について】

以下の感染予防策等について、旅行者、ホテル等と相談のうえ協力して行うとともに、事前に生徒等へ周知・指導をお願いします。

- ・食事前後の手洗い場所等の確認
- ・食堂内の換気
- ・食堂内での配席（座席に一定の間隔をあける、一方向のみに着席する）

【現地でのアクティビティ】

活動内容を精選するなど、事業者等と相談のうえ感染防止の工夫を行ってください。

【移動について】

公共交通機関やバス等を利用する場合は、「マスクの着用」や「乗車中の会話は慎む」等の指導を行うとともに、特に、バス等を利用する場合は、可能な限り換気を行ってください。あわせて、諸活動や食事の前後で手洗いをする等の感染対策を徹底してください。

海外修学旅行については、上記に加え、渡航先に感染症危険情報が出ている場合は、延期や計画の変更を検討してください。また、海外修学旅行の計画にあたっては、諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況、外務省の海外安全情報、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限の状況、海外から日本に帰国する際の我が国の水際対策としての検疫体制の強化等の状況を十分に踏まえ、外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集を行った上で、慎重に検討してください。

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q13 清掃活動時等に、児童生徒等にゴミ捨て場にゴミを捨てに行かせてもよいか。

A: 構いません。ゴミ等の扱いについては以下の内容にご留意ください。

- ・ 他者のごみを直接触れないようにする。
- ・ 清掃活動の際には、必ずマスクを着用し換気のよい状態で行う。

特に、共用のごみ箱のゴミ袋をしぼる際には、換気の良い場所、風通しの良い場所等で行うようにする。

- ・ その際、必ずしも手袋を着用する必要はないが、清掃終了後は、石けんなどを使用して、必ず手を洗う。なお、ゴミに触れてしまった場合も同様です。

※ 各自が鼻をかんだ後のゴミ等あらかじめ各自でゴミ袋を準備するなどして、直接ゴミ箱に入れないようにするなど、エチケットを心がけるよう指導してください。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q17 保護者を対象とした進路や奨学金などの説明会を開催してもよいか。

A: 可能な限り本格再開時（6月15日（月）以降）に計画してください。

実施する際は参加者に1m程度のスペースの確保してください。加えて、換気の徹底や内容の精選等による時間短縮といった感染予防の対策を十分に行ってください。実施時期等特別な事情がある場合はご相談ください。

担当：高等学校課 生徒指導グループ（内線 3433）

【学校再開後における実技指導を伴う体育の授業に関する留意事項（令和2年5月26日教保第1284号）について】

Q18 冒頭部分の、「可能な限り感染症対策を」とは、具体的にどのようなことか。

A: 具体的な取り組みとして、以下のことが考えられます。

1. 「手洗いや手指消毒」
2. 「こまめな換気」
3. 「活動以外の場面では、身体的距離を確保する」
4. 「不必要な会話や発声を行わないよう指導する」

などに注意して実施してください。

担当：保健体育課 競技スポーツグループ（内線 3474）

Q19 「サッカーやバスケットボール等の接触する可能性の高い対人プレー」「柔道の対人稽古」「ラグビーのスクラムやモール練習」などを行う際の留意点はどのようなものか。

A: 15日以降、可能な限りの感染症対策を検討したうえで実施するとしている上記運動については、以下の点に留意し、段階的に接触機会を増やしていくなど、安全な実施につとめてください。

1. 短時間の練習にする
2. 練習前後の手洗い・洗顔を行う
3. 練習以外の場面では、身体的距離を確保する など

担当：保健体育課 競技スポーツグループ（内線 3474）

Q20 更衣場所を複数準備する、時間をずらすとは具体的にどのようなことか。

A: 複数準備するとは、たとえば、男・女更衣室を女子更衣室として使用し、男子は、複数の教室で更衣するなどの工夫が考えられます。

時間をずらすとは、授業の活動時間に影響することもあります。1つの講座の生徒を一度に更衣させるのではなく、2つのグループに分け、時間をずらして更衣することで密集を避ける工夫が考えられます。

担当：保健体育課 競技スポーツグループ（内線 3474）

Q21 器具や用具と同様に、たたみやマットを消毒する必要があるのか。

A: スポーツ庁では、たたみやマットを使用した場合は、少なくとも1日1回以上の消毒を行うとしています。材質によって消毒液が使用できないなど、これによらない場合は、児童生徒等にこまめな手洗い・洗顔を指導してください。

担当：保健体育課 競技スポーツグループ（内線 3474）

【部活動再開について】

Q22 「体力低下・暑熱順化を考慮」とは具体的にどのような意味か。

A： 学校再開時は夏に向かって気温が上昇していく時期です。さらに臨時休業および外出自粛により、生徒の体力低下が考えられるため、部活動再開後、急に激しい活動を行うことにより、熱中症のリスクは高まります。よって、部活動開始から**2週間程度**は基礎的な内容を主とした活動を行い、暑熱順化（暑さに身体を慣らす）をすることが重要となります。「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度の活動を毎日**30分程度**、約**2週間**継続することで、暑熱順化を獲得できるとされています。

これらの活動については、生徒の状況を確認しながら段階的に実施することが重要であり、特に新入生については、日々の活動状況を踏まえ、より一層の注意が必要です。

なお、運動部活動については、「学校再開後における実技指導を伴う体育の授業に関する留意事項」（令和2年5月**26**日付け教保第**1284**号）を参考に、感染防止に努めてください。

担当：保健体育課 競技スポーツグループ（内線 **3474**）

高等学校課 生徒指導グループ（内線 **3433**）

支援教育課 生徒支援グループ（内線 **4732**）

【健康管理】

Q23 熱中症が危惧される場面や体育の授業以外で児童生徒等がマスクを外してもよいのはどのような場合か。

A： 学校教育活動において、近距離での会話や発声等が必要な場面が生じることから、飛沫を飛ばさないためにも、マスクの着用が望ましいと考えられます。

マスクの着用について、自己が他者に感染させないよう、その意味について理解させ、可能な限り着用させてください。

一方で健康上の理由等でマスクを外すなど個別の対応が必要となる場合も考えられます。その際は、十分な換気に留意する、他の生徒との距離を可能な限り確保する等が必要です。また、手で触れることのできる距離での会話や発声は控えさせるとともに、咳エチケットに留意させるなど、周囲への配慮も必要です。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 **3506**）

Q24 発熱や風邪症状のある児童生徒等が複数名いる場合は、帰宅させるまでの待機場所等、個々に対応すべきか。

A： 体調不良者が複数名おり、個々の対応が難しい場合は、待機場所の換気に努め、待機場所内に滞在する者全てにマスクを着用させるとともに、2 m程度の間隔をあけてください。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q25 今まで電車での通学をしていた児童生徒等が、自転車通学や保護者の送迎による自動車通学をすることになった場合、通学途中の怪我は、（独）日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となるか。

A： 災害共済給付の対象になります。

ただし、第三者の加害行為による災害で、その加害者から損害賠償を受けたとき（対自動車交通事故など）は給付の全部又は一部が行われない場合があります。

なお、災害共済給付の対象となるのは「学校の管理下」であるため、臨時的な自転車通学や保護者の送迎について、校長が許可しているかどうか重要です。児童生徒等の登下校方法について把握していただくなど、ご注意ください。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

Q26 共同で使用するパソコンのキーボード等は、多くの児童生徒等の手が直接触れる箇所であるが、授業ごとに消毒をする必要があるか。

A： ウイルスが手に触れただけで感染するわけではありません。児童生徒等には手洗いの重要性を理解させ、使用前と使用後の手洗いを実施させるとともに、使用中に目や鼻、口もとを手で触らないよう指導してください。

パソコン機器等は、消毒薬の影響により筐体部材の変質など外装を痛めたり、故障の原因となる場合があります。お手入れ方法についてはメーカーにお問い合わせください。

なお、次亜塩素酸ナトリウムやアルコール消毒液による消毒が実施できない共用品については、なるべく清潔を保つようご注意ください。（パソコン機器等であれば、柔らかく乾いた布等で拭くなど）。

消毒等の頻度については、授業毎に行う必要は必ずしもありません。

他の教科等で使用する共用品においても同様です。なお、食器など水洗いできるものについては、通常の洗浄による対応も可です。

担当：高等学校課 教務グループ（内線 3431）

支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q27 児童生徒による **SC** や教員等への相談活動は個人情報扱うのでドアを開けての実施が困難です。実施に際しての留意事項を教えてください。

A： 相談者（児童生徒）に感染防止対策の協力を依頼したうえで、次の点に留意してください。

- ① 相談場所の変更を検討する（人通りが少なく、窓が開けられる広い部屋等）。
- ② **SC**、教員と相談者（児童生徒）の双方がマスクを着用する。
- ③ 相談活動を行うに際し、双方が手洗いを実施する。（アルコールによる手指消毒でも可）
- ④ 座る位置については、少なくとも 1 m～2 m は間隔をあげ、対面での相談活動は避ける。相談者と **SC** 等の間にアクリル板を置いたり、ビニルシートを吊るすといった工夫も考えられる。
- ⑤ 常時の換気が困難な場合は、面談の合間に、**30** 分に **1** 回（**5** 分程度）、**2** 方向の窓等を開け換気を行う。（対角線上の窓等を開けると換気がスムーズに行われます）室内に換気扇がある場合は、換気の補助として活用する。

担当：高等学校課 生徒指導グループ（内線 3433）

支援教育課 生徒支援グループ（内線 4732）

Q29 ウォータークーラーは使用してよいか。

A： 使用して構いません。

使用方法については、新型コロナウイルス感染症に対する不安が強い児童生徒等もいることから、使用するにあたっては、個々で持参した容器（コップや水筒等）にうつして飲水させるなどの配慮を行うことも重要です。

担当：保健体育課 保健・給食グループ（内線 3506）

【児童生徒等の状況】

Q31 児童生徒等が登校して来た際に、虐待の疑いがある場合、その際のチェックポイントは何か。

A： 落ち着きがない、過度な警戒心をもつ、不自然な外傷がある、帰宅するのを嫌がる

などに当てはまる場合などは、虐待被害のサインだと言われていています。必要に応じてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用してください。詳細については、「子どもたちの輝く未来のために ～児童虐待防止のてびき～【要点編】」（令和元年 12 月）を参照してください。

担当：高等学校課 生徒指導グループ（内線 3433）
支援教育課 生徒支援グループ（内線 4732）

Q32 児童生徒等のケアの観点から、授業再開後に想定されるリスクや今のうちから取り組んでおいた方がいいことがあれば教えてください。

A： 授業再開後、ストレスや不安から体調不良や腹痛・頭痛などの症状が現れたり、家計急変により登校することが困難であったりといったことも想定されます。そのため、今のうちからそういった生徒が出てきた場合の対応方法を校内で確認しておく、配慮が必要な生徒のリストアップをしておくことが考えられます。詳細については4月8日送付時に添付の別紙1及び別紙6を参照してください。

担当：高等学校課 生徒指導グループ（内線 3433）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）

Q33 日本語指導の必要な児童生徒等に対して、言葉の壁があり必要な情報を正確に伝えることが困難である。翻訳資料や相談窓口があれば教えてほしい。

A： 日本教育学校支援事業を委託している「ピアにほんご」のホームページに修学支援金等の様々な資料が掲出されています。また、次の相談窓口では多言語対応しています。また、最新の情報を次のサイトで確認することができますので、必要に応じて紹介してください。

○ピアにほんご

<http://pianihongo.org/>

○NPO 法人 AMDA 国際医療情報センターによる多言語電話相談窓口

<https://www.amdamedicalcenter.com/>

○国内の新型コロナウイルス感染症に関する報道 NHK WORLD（19 言語対応）

https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/en/information/202004020600/?cid=wohk-flyer-org_site_pr_info_qr_multiple_lang-202004-001

○新型コロナウイルス対応 指さし会話 (17 言語対応)

<https://www.yubisashi.com/covid19/>

担当：高等学校課 生徒指導グループ (内線 3433)
支援教育課 学事・教務グループ (内線 4736)

【その他】

Q46 PTA 総会や PTA 実行委員会を開催してよいか。

A: 開催するか否かについては会員の理解を十分に得たうえで決定してください。また、開催方法について PTA 会長とご相談ください。

一定数以上の人数を集めて実施する場合、あらかじめ参加者に十分な理解を得たうえで、参加者間のスペースを十分確保するなど、「3つの密 (密閉・密集・密接)」を避けて開催してください。

実施に際しては、今般公表された国及び府のマニュアルをふまえ、

- ・ 6月14日以前においては2m程度の身体的スペースを確保し、開催場所に参集する人数は100名以下でかつ収容人数の半分以下とすること
- ・ 15日以降においては参加者に1m程度のスペースを確保すること

にご留意ください。

担当：高等学校課 学校経営支援グループ (内線 3426)

Q47 同窓会を学校内で開催して良いか。

A: 一定数以上の人数を集めて開催する場合、あらかじめ参加者に十分な理解を得たうえで、参加者間のスペースを十分確保するなど、「3つの密 (密閉・密集・密接)」を避けて開催してください。

実施に際しては、今般公表された国及び府のマニュアルをふまえ、

- ・ 6月14日以前においては2m程度の身体的スペースを確保し、開催場所に参集する人数は100名以下でかつ収容人数の半分以下とすること
- ・ 15日以降においては参加者に1m程度のスペースを確保すること

にご留意ください。

担当：高等学校課 学校経営支援グループ（内線 3426）

Q48 教育実習等の実施にあたり、学生や大学等からも問合せがあるが、どのように対応すべきか。

A： 教育実習は教員免許状取得の要件となっており、可能な限り受け入れていただくようお願いいたします。

ただし、今年度については5月**31**日までは臨時休業であることと、臨時休業明けは特に例年に比べて学校の業務負担増が想定されることから、実施時期を秋以降とすることも検討してください。

なお、当初予定されていた実習期間での実施が困難な場合は、弾力的な運用を大学等と相談してください。

- 例：・実習時間（日数）を必要最低限に減らす
・卒業年次の学生等教育実習等を次年度に実施することができない事情がある学生を優先するなどして人数を絞る

また、実習にあたって、学生に発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、児童生徒等との接触は絶対に避け、自宅で休養するよう指導してください。その場合の実習期間については、大学等と相談してください。

支援学校における介護等体験の実施についても同様の扱いとしてください。

【参考】 令和2年4月3日付け2教教人第1号「令和**2**年度における教育実習の実施に当たっての留意事項について」（4月8日送付時に添付の別紙4）

担当：高等学校課 学事グループ（内線 3420）
支援教育課 学事・教務グループ（内線 4736）